

## 高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ゼロカーボンシティの実現を目的として、消費ベースで温室効果ガス排出の約6割を占める市民のライフスタイルの、脱炭素型への転換を推進する取組に賛同する市民等を、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダーとして登録するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素型ライフスタイル 脱炭素社会の構築に資する行動を取り込んだ、社会的、文化的、経済的条件等のもて示す生活の様態のこと。
- (2) 高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー（以下「推進リーダー」という。） 高松市において、市民のライフスタイルの、脱炭素型への転換を推進する取組に賛同する市民、法人及び団体（以下「市民等」という。）であって、第6条の規定による通知を受けた市民等のこと。
- (3) 高松市脱炭素型ライフスタイル推進制度 高松市と市民、関係機関、推進リーダー等が連携し、市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進していくための制度のこと。

### (登録要件)

第3条 登録の要件は、高松市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業を行い、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体で、市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進する活動に賛同する者とする。

2 市民等は登録に当たり、次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たすものとする。

- (1) 推進リーダーとして、市民向けに脱炭素型ライフスタイルに関する情報提供ができること。又は、推進リーダーとして、脱炭素型ライフスタイルへの転換に資する技術の提供及び紹介ができること。
- (2) 脱炭素型ライフスタイルに関する講習会等を受講すること。

### (活動内容)

第4条 市及び推進リーダーは、市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する、情報の発信及び連携事業を実施する。

(登録申請)

第5条 推進リーダーとして登録を受けようとする市民等(以下「申請者」という。)は、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー新規登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 登録に当たり、市長は必要に応じ、申請者に説明、追加書類の提出等を求めることができる。

(登録証の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、第3条に規定する要件に適合することを確認し、適当と認めるときは、申請者を推進リーダーに登録するとともに、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録証(様式第2号)(以下「登録証」という。)を交付し、申請者に通知するものとする。

(登録の変更)

第7条 推進リーダーは、前々条の規定により提出した登録事項に変更が生じた場合、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録変更申請書(様式第1号)を市長へ提出することで、登録情報の変更を行うことができる。

(登録期間)

第8条 推進リーダーの登録期間は、登録証の記載日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の30日前までに、推進リーダーから登録取消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の取消)

第9条 推進リーダーは、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録取消申請書(様式第3号)を市長へ提出することで、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録を取消することができる。

(禁止事項)

第10条 市長は、市民等が次の事項に該当する場合は、登録証の不交付又は登録の取消を行うことができる。

(1) 推進リーダーのイメージを損なう活動、又は地球温暖化対策や脱炭素

社会の構築に対する正しい理解の妨げとなる活動を行った場合

(2) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を主目的として、脱炭素型ライフスタイルを推進する活動及びそれに類する活動を行った場合

(3) 法令や公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる活動を行った場合

(連絡調整)

第11条 市は、連携事業を実施するに当たり、必要に応じて、推進リーダーと協議を行い、事業に関する調整を行うことができる。

(情報の公表)

第12条 本事業の目的を達成するために必要な情報の公表については、推進リーダー及び市の双方が、広く行うことができるものとする。ただし、推進リーダーは、公表の実施に当たっては、市に対して公表する内容等を事前に通知することとする。

(本制度の所管)

第13条 本制度に関する事務は、高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課が所管する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第7条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー  
新規登録  
申請書  
登録変更

次のとおり、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダーの（新規登録・登録変更）をしたいので、申請します。

登録の単位	個人 法人 組織全体 部署 事務所／事業所 団体
連絡先	住所／所在地 連絡先 (法人・団体の場合) 担当部署 業種
備考	

※ 高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録制度のために収集した個人情報、高松市脱炭素型ライフスタイル推進事業のみに使わせていただくほか、法令に定める場合を除き、御本人の同意を得ることなく第三者に開示・提供することはありません。

様式第2号（第6条関係）

高 第 号

年 月 日

高松市長 大西 秀人

次のとおり、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダーとして登録いたします。

氏名 ○○ ○○ 様

高松市脱炭素型ライフスタイル  
推 進 リ ー ダ ー 登 録 証



Zero Carbon City  
Takamatsu

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録取消申請書

次のとおり、高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダーの登録の取消を  
したいので、申請します。

登録の単位	個人 法人 組織全体 部署 事務所／事業所 団体
連絡先	住所／所在地 連絡先 (法人・団体の場合) 担当部署 業種
備考	

※ 高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー登録制度のために収集した個人情報は、高松市脱炭素型ライフスタイル推進事業のみに使わせていただくほか、法令に定める場合を除き、御本人の同意を得ることなく第三者に開示・提供することはありません。